明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（財務一八四）　一
○教科用図書の検定に関する件（文部科学一一〇）　二
○特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針を改定した件（経済産業一一七）　五
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四五
会社その他
会社決算公告　四六

告示

○財務省告示第百八十四号

大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

一　不当廉売関税を課することを求めた者（申請者）の名称及び住所

㈠　名称　カリ電解工業会

㈡　住所　東京都中央区新川一丁目四番一号

二　調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

㈠　品名　水酸化カリウム

㈡　銘柄及び型式　商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第二八一五・二〇号に分類される。

㈢　特徴　水に溶解した液体品若しくは白色片状の固形物であり、主として、炭酸カリウムなどのカリ塩類の原料、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、液体石鹸や洗剤の原料として用いられる。

三　調査に係る貨物の供給者及び供給国

㈠　供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）

イ　UNID Company Ltd.

ロ　UNID Jiangsu Chemical Co.,Ltd.

ハ　Jiangsu OCI Chemical Ltd.

㈡　供給国　大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

四　調査を開始する年月日　平成二十七年五月二十六日

五　調査の対象となる期間

㈠　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　平成二十六年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令第二条第三項に規定する「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」（以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から平成二十六年十二月三十一日まで）

㈡　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　平成二十二年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで

六　調査の対象となる事項の概要

㈠　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ　調査対象貨物の正常価格（輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる価格）

ロ　調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ　調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（ダンピング・マージン）

ニ　その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項